

標準貨物自動車運送約款の改正に伴う手続きはお済ですか

県ト協

平成 29 年 11 月 4 日より、トラック運送事業における適正運賃及び料金の収受を推進するために約款が改正され、「貨物自動車運送事業はこの改正新約款、または従来の約款のどちらを採用するかを決定し、その旨を運輸支局に届け出る」必要があります

現在、県内の事業者の方の 6 割ほどがいずれかの手続きを済まされていますが、未だ届出を済まされていない方もおられますので、まだの方は早急に届出を行っていただきますようご案内します。